

調理の業務に従事する調理師は、2年ごとの届出義務があります！

調理師業務従事者届 を出しましょう！

一緒に働く従業員(調理師)にもお伝えください！
一人ずつ提出が必要です

石川県内のお店・施設で働く調理師のみなさま→石川県へ提出
*従事している施設の所在地を所管している都道府県へ提出



届出期限

令和9年1月15日(金)まで

届出方法

①電子フォームから回答

受付期間内に右のQRコードを読み込んで回答してください。

②郵送による提出

ホームページに掲載されている届出用紙を印刷の上記入し、下記まで郵送してください。

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 健康推進課調理師担当

③県保健福祉センター、県健康推進課への提出

最寄りの県保健福祉センターまたは県健康推進課(県庁9階)へお越しいただき、届出用紙にご記入ください。(金沢市内の保健所では受け付けておりません)



届出方法に迷われる場合は、

①電子フォームから回答
にご協力をお願いします！

届出が必要な方

令和8年12月31日現在、調理師免許を有し、石川県内の以下の施設で調理の業務に従事している方(パート、アルバイトを含む)

	区分	施設
1	寄宿舍	社員寮、学生寮等
2	学校	幼稚園、小・中学校(学校給食センターを含む)、高等学校、大学、専修学校等
3	病院	病院 ※診療所、医院は「病院」ではなく「その他」
4	事業所	会社、工場、事業場、官公署等の食堂等
5	社会福祉施設	老人福祉施設、障害者施設、保育所等児童福祉施設、保護施設等
6	介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設
7	矯正施設	刑務所、少年院、少年鑑別所等
8	飲食店営業	飲食店、仕出し屋、弁当屋、旅館、ホテル等
9	魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業施設
10	そうざい製造業	通常副食物として供されるものを製造する営業施設
11	複合型そうざい製造業	10と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営業を除く)、麺類製造業に係る食品を製造する営業施設
12	その他	上記1～11に該当しない施設(自衛隊、一般給食センター、診療所、医院、介護医療院等)